

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生														
住所	■■県○○市△△町□□															
交付	平成●●年△月□日 12345															
免許の条件等	2024年(令和6年)1月1日まで有効															
優良	運転免許証															
番号	第 123456789000 号															
一小型	平成05年07月01日	<table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>大型</td> <td>中型</td> <td>準中型</td> <td>大特</td> <td>大自</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>小特</td> <td>原付</td> <td>大二</td> <td>中二</td> <td>大自</td> <td>普通</td> </tr> </table>	種別	大型	中型	準中型	大特	大自	普通	種類	小特	原付	大二	中二	大自	普通
種別	大型		中型	準中型	大特	大自	普通									
種類	小特		原付	大二	中二	大自	普通									
他	平成07年08月10日															
二種	平成14年09月20日	〇〇〇〇〇 公安委員会														

有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方は、令和6年6月30日まで運転することができます。
(令和6年6月30日までに更新手続きをしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

災害救助法が適用された区域で被災された方

- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、免許センターにお問い合わせください。

運転免許センター(087-881-0645)